

別表第1 (第2条第1項・第11条関係)

城東区一時保育事業実施要領					
目的	<p>保育所等を利用していない家庭においても、日常生活上突発的な事情や社会参加などにより、一時的に家庭での保育が困難となる場合がある。また、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化などにより、育児に伴う保護者の心理的・身体的負担を軽減するための支援が必要とされている。こうした需要に対応するため、保育所等において児童を一時的に預かることで、安心して子育てができる環境を整備し、もって児童の福祉の向上を図ることを目的とする。</p>				
事業内容	<p>子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第59条第10項及び児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の3第7項の規定に基づく一時預かり事業</p>				
実施主体	<p>児童福祉法第35条第4項の認可を受けた、大阪市内の保育所を運営する社会福祉法人等。 ただし、当該事業保育所等に職員の配置基準を超える私的契約児が入所している場合は補助対象としない。</p>				
実施場所	<p>児童福祉法第39条に規定する城東区内の保育所。 ただし、大阪市一時預かり事業の対象となっている保育施設等を除く。</p>				
対象児童	<p>原則として、大阪市に在住する保育所等を利用していない就学前児童のうち、次の児童であること。 ただし、市長が特に必要と認めるときは上記以外の就学前児童の利用を認めることができる。</p> <p>① 保護者の傷病、災害、事故、出産、介護、冠婚葬祭、就労等により、緊急・一時的に家庭保育が困難となる児童。 ② 保護者の育児に伴う心理的、身体的負担を軽減するため保育を必要とする児童。 ③ 保護者の就労、職業訓練、就学等により断続的に家庭保育が困難となる児童。</p>				
利用料金	<p>一時保育事業の利用料金は、世帯区分及び児童の年齢に応じ次のとおりとする。 ただし、給食費、おむつ代等利用児童個々に要する経費は、別途徴収することができる。</p>				
	世帯区分		利用料金		
			0歳児	1・2歳児	3歳児以上
	下記以外の世帯		2,700円	2,000円	1,200円
市民税非課税世帯	下記以外の世帯※1	半額免除 1,300円	半額免除 1,000円	半額免除 600円	
	ひとり親家庭・障がい児(者)のいる	全額免除 0円	全額免除 0円	全額免除 0円	

	世帯※1			
	生活保護世帯※1			
	災害避難世帯※2			
	<p>※1 大阪市に在住する保育所等を利用していない児童の利用に限る</p> <p>※2 災害救助法適用地域(被害の状況が帰宅困難者の発生のみ地域を除く)から大阪市へ避難した者</p> <p>(注)世帯区分及び年齢の判定は下記による。</p>			
利用時間	月～金曜日(祝日・年末年始を除く) 概ね午前9時から午後5時までとする。			
実施要件	<p>① 児童福祉法施行規則(昭和23年厚生省令第11号)第36条の35各号に定める設備及び人員に関する基準等を遵守すること。</p> <p>② 本事業を実施するために必要な専用の部屋が確保されていること。ただし、適切な事業実施が可能な場合は、専用の空きスペースにおいて実施することも差し支えない。</p> <p>③ 当該保育士の数は2名を下らないこと。</p> <p>ただし、保育所等と一体的に事業を実施し、当該施設の保育士の支援が受けられる場合には、児童福祉法施行規則(昭和23年厚生省令第11号)第36条の35第1号の規定に基づき保育士1人で処遇できる乳幼児数の範囲内において、保育従事者を保育士1人とすることができる。</p>			
	<p>[利用児童の年齢判定]</p> <p>利用児童の年齢については、当該年度の4月1日時点の年齢とする。</p> <p>[利用世帯の確認(判定)]</p> <p>次の書類により確認し、一時保育事業利用申請書兼承認報告書(様式第13号)に写しを添付すること。</p>			
世帯区分	確認(判定)書類(写し添付)			
生活保護世帯	区保健福祉センターが発行する「生活保護適用証明書」			
市民税非課税世帯	<p>4・5月の利用:各市税事務所・区役所が交付する前年度の「市民税・府民税証明書」等</p> <p>6月以降の利用:各市税事務所・区役所が交付する当年度の「市民税・府民税証明書」等</p>			
ひとり親家庭	区保健福祉センターが発行する「児童扶養手当証書」または「ひとり親家庭医療証」			
障がい児	区保健福祉センター等が発行する下記の書類			

<p>(者)のいる世帯・障がい児(者)の利用</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別児童扶養手当証書</li> <li>・身体障害者手帳</li> <li>・療育手帳</li> <li>・精神障害者保健福祉手帳</li> <li>・その他、市長が適切と認める書類(障がい児保育事業要件に準じる)</li> </ul>	
<p>大阪市以外の在住者</p>	<p>裁判員制度 従事者</p>	<p>地方裁判所から送付される「裁判員等選任手続期日のお知らせ(呼出状)」</p> <p>※一時保育事業利用申請書兼承認報告書の「特記事項」欄に【裁判員従事者】と記載</p> <p>※本人の承諾が得られない場合は、呼出状の確認をもって代えることができる</p> <p>この場合は、書類確認日・確認者氏名を付記すること</p>
<p>里帰り</p>	<p>母子手帳や介護保険被保険者証の写し</p> <p>※一時保育事業利用申請書兼承認報告書の「特記事項」欄に【里帰り】と記載</p>	
<p>災害避難世帯※</p>	<p>被災地自治体が発行する罹災証明または運転免許証、健康保険証等住所・本人確認できる資料</p> <p>※一時保育事業利用申請書兼承認報告書の「特記事項」欄に【災害避難者】と記載</p> <p>※やむを得ず書類を提出できない場合は、聴取をもって代えることができる。</p> <p>この場合は、聴取内容・聴取日・確認者氏名を付記すること。</p>	
<p>※災害救助法適用地域(被害の状況が帰宅困難者の発生のみ地域を除く)から大阪市へ避難した者</p>		

別表第2（第2条第2項関係）

城東区一時保育事業補助基準			
<p>大阪市城東区一時保育事業の補助金の額は、次の基本額と加算額の合計額とする。                      なお、利用児童の年齢については、当該年度の4月1日時点の年齢とする。</p>			
(1) 基本額			
延べ利用児童数の区分に応じた額を基本額とする。			
延べ利用児童数	基本額(年額)	延べ利用児童数	基本額(年額)
150人未満	1,376,000円	2,000人以上2,100人未満	7,498,000円
150人以上300人未満	2,751,000円	2,100人以上2,200人未満	7,740,000円
300人以上400人未満	3,051,000円	2,200人以上2,300人未満	7,982,000円
400人以上500人未満	3,087,000円	2,300人以上2,400人未満	8,224,000円
500人以上600人未満	3,123,000円	2,400人以上2,500人未満	8,466,000円
600人以上700人未満	3,159,000円	2,500人以上2,600人未満	8,708,000円
700人以上800人未満	3,195,000円	2,600人以上2,700人未満	8,950,000円
800人以上900人未満	3,231,000円	2,700人以上2,800人未満	9,192,000円
900人以上1,000人未満	4,836,000円	2,800人以上2,900人未満	9,434,000円
1,000人以上1,100人未満	5,078,000円	2,900人以上3,000人未満	9,676,000円
1,100人以上1,200人未満	5,320,000円	3,000人以上3,100人未満	9,918,000円
1,200人以上1,300人未満	5,562,000円	3,100人以上3,200人未満	10,160,000円
1,300人以上1,400人未満	5,804,000円	3,200人以上3,300人未満	10,402,000円
1,400人以上1,500人未満	6,046,000円	3,300人以上3,400人未満	10,644,000円
1,500人以上1,600人未満	6,288,000円	3,400人以上3,500人未満	10,886,000円
1,600人以上1,700人未満	6,530,000円	3,500人以上3,600人未満	11,128,000円
1,700人以上1,800人未満	6,772,000円	3,600人以上3,700人未満	11,370,000円
1,800人以上1,900人未満	7,014,000円	3,700人以上3,800人未満	11,612,000円
1,900人以上2,000人未満	7,256,000円	3,800人以上3,900人未満	11,854,000円
<p>※延べ利用人数3,900人以上の場合は、100人刻み毎に242,000円ずつ年額が増加                      ただし、20,100人以上の場合は別途協議</p>			
<p>年度途中から事業を開始した場合は、年額を事業実施月数で按分した額とする。</p>			
(2) 加算額			
次の①及び②の合計額を加算額とする。			
① 世帯区分別加算額			
次の利用世帯のうち世帯区分に応じた額に当該延べ利用児数に次表の単価を乗じて得た額を世帯区分別加算額とする。			
世帯区分	利用料金		
	0歳児	1・2歳	3歳児以上

		児		
市民税非課税世帯	下記以外の世帯※1	1,400円	1,000円	600円
	ひとり親家庭・ 障がい児(者)のいる世帯 ※1	2,700円	2,000円	1,200円
	生活保護世帯※1			
災害避難世帯※2				

※災害救助法適用地域(被害の状況が帰宅困難者の発生のみ地域を除く)から大阪市へ避難した者

② 障がい児加算額

障がい児の延べ利用児童数に3,200円を乗じて得た額を障がい児加算額とする。

③ 0歳児加算額

0歳児の延べ利用児童数に1,300円を乗じて得た額を0歳児加算額とする。

④ 専任保育士配置加算額

一時保育事業において専任保育士を配置する施設に対し、以下のア～ウの要件をすべて満たす施設に年額1,569,000円を加算する。

ただし、加算基準日は次の初日とし、基準日時点で要件を満たす保育士を配置した場合は、年額を月割りし、配置月数を乗じて得られた額とする。

ア 一時保育事業の担当として専任保育士を1名以上配置

イ 他の交付要綱等の要件として配置する保育士以外であること

ウ 受け入れ態勢が整っているにもかかわらず、利用を断る等、正当な理由なく利用を拒否しないこと